

告示第 45 号

高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱（平成 17 年告示第 60 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 25 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

第 2 条第 4 号中「一部負担金」を「一部負担金等の額」に、「法の規定により後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が負担すべき額（広域連合の条例、規則等により法に規定する後期高齢者医療給付と併せて当該療養の給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）を控除した額（法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体又は独立行政法人の負担において療養に関する給付が行われないうきに限る。）をいう。」を「次に掲げる額を控除した額をいう。」に改め、同号に次のように加える。

ア 法の規定により後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が負担すべき額（広域連合の条例、規則等により法に規定する後期高齢者医療給付と併せて当該療養の給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付の額を含む。）

イ 法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体又は独立行政法人の負担において行われる療養に関する給付の額

第 4 条中「は、精神疾患による疾病を除く。」を「の精神疾患による疾病は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 58 条に規定する自立支援医療費（同法施行令（平成 18 年政令第 10 号）第 1 条の 2 第 3 号に規定する精神通院医療に限る。）の支給を受けられる場合に限る。」に改め、同条第 3 号中「一部負担金」を「一部負担金等」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の高齢重度障害者医療費助成事業実施要綱の規定は、令和 8 年 7 月 1 日以後に行われた医療に対する福祉医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に対する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。